

半田市事務分掌条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和七年十一月十九日

半田市長 久世 孝宏

## 半田市条例第三十一号

### 半田市事務分掌条例の一部を改正する条例

半田市事務分掌条例（平成九年半田市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「子ども未来部」を「」ども未来部に改め、同項に次の一号を加える。

#### 七 環境水道部

第三条第一項第三号末及びへを削り、同項第五号中「子ども未来部」を「」ども未来部に、「保育」を「就学前教育、保育」に改め、同項に次の一号を加える。

#### 七 環境水道部

イ 環境保全に関する」と。

□ 脱炭素及び循環型社会形成に関する」と。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

#### （半田市環境審議会条例の一部改正）

2 半田市環境審議会条例（昭和四十八年半田市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「市民経済部」を「環境水道部」に改める。

（半田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

3 半田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和二年半田市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号及び第六条第一項第一号中「市民経済部」を「環境水道部」に改める。

（半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

4 半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年半田市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「水道部」を「環境水道部」に改める。

(半田市水道料金等審議会条例の一部改正)

- 5 半田市水道料金等審議会条例（昭和四十八年半田市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「水道部」を「環境水道部」に改める。